

専決処分について（東麻布二丁目公共施設整備工事請負契約の変更）

本件は、東麻布二丁目公共施設整備工事請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和7年10月27日

【変更内容】

○契約金額 31億6,466万9,000円
→ 33億941万4,860円
（1億4,474万5,860円増額します。）

【変更理由】

- ①工事請負契約書約款のインフレスライド条項を適用したため
- ②公共施設棟の新築工事において外装材として使用する協定木材※の調達先が決まり、木材の加工費、輸送費等の額が確定したため

※協定木材とは、区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体から産出された木材をいいます。

【契約の相手方】

港区芝五丁目6番1号
奥村・三木・八千代・三晃・大建
異業種建設共同企業体

- 当初契約を議決した議会
令和6年第2回定例会
- 契約変更を報告した議会
令和7年第2回定例会

【工事場所】

